

○教育長(銘苺 健)

それでは、令和7年度の第4回教育委員会の定例会を始めます。
会議の成立について事務局の報告を求めます。

○教育総務課庶務係長(津覇 大輔)

はい。報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項により、5名中4名が出席しておりますので、本定例会が成立していることをご報告いたします。

○教育長(銘苺 健)

はい。ありがとうございます。

本定例会は成立しているとのことですので。

それでは、会議順に従って進めてまいります。

本日の会議録の承認を行います。

5月2日開催の第2回定例会の会議録承認ということですが、委員の皆さん事前に資料をお読みしていると思いますが、承認をということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

それでは、後程署名をお願いいたします。

次に本日の会議録署名人の指名をいたします。

本日は、下地イツ子委員と東健策委員のお2人をお願いします。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

教育長報告ですが、今回は特にございませんので、議事の方に早速入っていきます。

本日の議事は7件となります。

議案第13号、報告第5号、並びに報告第6号については、人事案件のため秘密会といたしますが、よろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

それではそのように進めて参ります。

議案第13号、報告第5号、報告第6号については、浦添市教育委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、秘密会とします。

議事の進行については、議事日程の通り進めてまいります。

それでは議事に入ります。

議案第10号「浦添市立学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令」について、提案理由の説明をお願いいたします。

内田指導部長をお願いします。

○指導部長(内田 篤)

おはようございます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第10号「浦添市立学校に勤務する職員の服務に関する規定の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、県教育委員会の要領改正等により、浦添市立学校に勤務する職員の服務に関する規定において、条文及び別表様式の削除含め、所要の改正を行う必要がある。

これが、この訓令案を提出する理由でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお詳細につきましては、学校教育課 玉城正也指導監により説明させていただきます。

○教育長(銘苅 健)

指導監お願いします。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい。それでは、浦添市立学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部改正についてご説明します。

まず冒頭提案理由でもありましたが、県教育委員会の要領改正、ここに触れたいと思います。

議案書の 33 ページをご覧ください。

33 ページにあります。沖縄県教育委員会の方で、今年度の 4 月 1 日より、これまで紙で管理していましたが、県費職員の履歴書の方を電子化ということで、データを作成して、そしてそこから吐き出した勤務記録カード、という形で管理していくということで、要領が改正されております。

そして、この 33 ページ、4 月 1 日より、こういう要領を制定したので、これで進めていきますよということで通知がおりてきております。

この要領の改正に伴って、浦添市の服務規程についても、紙の履歴書等の提出等がありましたので、その該当する部分を改正します、という内容になっております。

浦添市の服務規程の一部改正につきましては新旧対照表の方でご説明差し上げたいと思います。

議案書の 3 ページをお開きください。

この県の要領改正に伴う、浦添市の服務規程の改正箇所は 3 ヶ所あります。

新旧対照表をご覧ください。

まず 1 点目が、現行の第 6 条、履歴書の提出の規定になります。

これまで浦添市では、第 6 条で県費職員が着任したら、そのあと 7 日以内に紙で履歴書を作成して提出してください、という規定があったのですが、実際はこれに従って実施はされてなかったのですけども、ずっとこの規定が残っている状態ですので、この県の改正の機会、これまで現状と合ってなかった部分を改正するという内容になっております。

ですので、この第 6 条、そもそも紙の履歴書がもうなくなりますので、これを削除するという内容になっております。

2 点目が、第 7 条。

第 7 条はですね、この履歴事項、住所や本籍等の履歴事項が変更する場合、変更があった場合に、所定の用紙、様式第 3 号で届け出をお願いしますということを規定されているのですが、こちらの方はですね、実際には様式第 3 号、使われてきていませんでした。

これは県の改正に伴うというよりも、これまでの浦添市の課題でした。

それを、この一部改正に伴って、第 7 条も一緒に改正しようという内容になっています。

これが、実は様式第 3 号が使いにくいという判断で、違う様式で、これまで慣習として行われてきたのだと思うのですが、いつ頃変わったかわからないのですが、実は使いやすい様式で、学校も委員会も、これまでやりとりを行っていました。

これを機会に、皆さんが使っているこれまで慣習として使ってきた様式に、第 3 号を改め

ようというものになっております。

この様式の方が、一つ前の2-2ページに載っているかと思うのですが、実は現行の第7条では、2項の方で、戸籍を変えるときには戸籍抄本出してくださいねという、細かい規定も提出書類についても、第2項で規定されていたのですが、もうこの改正では、第7条第2項も削って、新様式の方には、添付書類、氏名が変わったときにはこれを出してくださいというのをわかりやすく、明記してありますので、第2項の方も削除という形になっております。

合わせた形で第7条が、新しい規定となっております。

それでは3点目、説明させていただきます。

3点目は、実は第6条の履歴書提出の規定に、履歴書の何部出してくださいという、別表が定められておりました。

これは4ページの方に載っているのですが、履歴書提出に伴い、4ページの左下にありますが、別表に従って、この部数を提出してくださいというものがあつたのですが、紙の履歴書がもうなくなりますので、この別表も削除となります。

別表も必要がなくなるので削除となります。

そこで、実は別表の文言が、3ページに戻っていただいて、3ページの第10条の現行の規定では、浦添市教育委員会「別表を除き、」という文言が入っております。

ですので、別表も削除しますので、右側にある、変更案では、この「別表を除き、」という文言を削除します、という内容になっているものです。

以上3点が一部改正の内容になります。

以上です。

○教育長(銘苺 健)

はい。ありがとうございます。

ただいま説明があつたように、これまで、従来、教職員の履歴は紙ベースでやっていたものが、もう今年度からはデータベースの方になりましたよということで、もうこれまで紙ベースで必要としていた提出書類等がもう要らなくなったよということを受けて、浦添市の規定を変えるということです。

何か今の件にご質問があればお願いいたします。

はい、東委員。

○教育委員(東 健策)

休憩をお願いします。

○教育長(銘苺 健)

休憩します。

再開します。

他に何か質問ありますか。下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

はい。今年度から電子が変わって、これまでの履歴書等の扱いについて、教えていただけますか。

○教育長(銘苺 健)

はい、玉城指導監。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

これまでの、今現在学校が保管している履歴書に関しては、教育事務所の方へ返還という形になっています。

今年度の4月1日よりの適用になりますので、それ以前に退職なさった先生の履歴書に

については、20年保管という形になっております。

以上です。

○教育委員(下地 イツ子)

はい。

○教育長(銘苅 健)

下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

20年はその学校で20年保管なのか、事務所に送って、事務所で20年保管なのか。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

それぞれ、今学校、そして教育委員会もあるかと思うのですが、それぞれが保管する形になると思います。

○教育委員(下地 イツ子)

はい、わかりました。

ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

東委員。

○教育委員(東 健策)

関連して、データ入力をして、もう保管ということになるかと思うのですが、データを入力した後、本人へのチェックもあるのですか。

これで合っていますかってことで、確認はされるのでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

指導監お願いします。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい。年に1度、勤務記録カードを各学校に、県から配布をして、それで記載に変更、誤りがないかのチェックがあります。

○教育委員(東 健策)

その際は、紙ではなくデータで。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

その際が紙になります。

○教育委員(東 健策)

はい。ありがとうございます。

○教育長(銘苅 健)

確認の方法については現行と同じですか。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい。

○教育長(銘苅 健)

校長がプリントアウトして、それを職員に確認して、赤ペンで修正していくような形になるのですかね。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

そうですね、はい。

○教育長(銘苅 健)

他にありますか。

下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

これまでの紙ベースであったときは、すぐに校長先生など必要があれば、即座に確認ができる状態であったというところなのですが、データになるとそこにアクセスして見るという、閲覧するという形になると思いますが、これまでのようにスムーズに閲覧することができるのか、確認、チェックができるのかというところを聞きたいです。

○教育長(銘苅 健)

はい、玉城指導監。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい。これが、できないと。

現行の管理システムは、広域な、県のものになりますので、それぞれの何らかの、狭めてパスワードでその学校を、という方法も私たちとしてはイメージするのですが、それも今のところ県としてはできないということで、やはり必要な時は、県から勤務記録カードをお渡しするという形になるということです。

○教育長(銘苅 健)

では校長が必要とするときは、県の方に申請をして、そこからもらうという、やっぱりちょっとそこにはタイムラグが出てくるのですね。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい。

○教育長(銘苅 健)

下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

印象ですけど、便利になったようで、不便と感ずるのではないかな現場は、という印象ですが。

今後スムーズに、それからパスワードを入れて、自分の学校だけでも確認ができるというふうに整備をしていただければという努力していただきたいなという希望です。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい、お願いします。

この件に関しては、大丈夫ですか。

それでは議案第 10 号について、原案の通り承認ということでよろしいですか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第 10 号は承認されましたので、次に移ります。

議案第 11 号「浦添市私立学校等学校給食費保護者支援補助金交付規定」についての提案理由の説明をお願いいたします。

内田指導部長。

○指導部長(内田 篤)

はい。議案書の 34 ページをご覧ください。

議案第 11 号「浦添市私立学校等学校給食費保護者支援補助金交付規定」についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、私立学校等に在籍する児童の保護者に対し、物価高騰による経済的な負担軽減を図るため、学校給食費に係る補助金を交付する。

これがこの議案を提出する理由でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお詳細につきましては、浦添調理場金城所長より、説明させていただきます。

○教育長(銘苺 健)

はい。金城所長、申し上げます。

○調理場所長(金城 京子)

議案書 35 ページをお開きください。

浦添市私立学校等学校給食費保護者支援補助金交付規程の概要についてご説明いたします。

第 1 条をご覧ください。

この告示は物価高騰の影響による経済的な負担を軽減し、子育て世帯の支援を図るため、私立学校等に在籍している児童の保護者に対して補助金を交付するものです。

交付対象は、本市に住所を有し、浦添市立小学校以外の学校教育法第 1 条に規定する小学校に在籍する児童の保護者で、生活保護法や就学援助等により、学校給食にかかる費用の全額の補助等を受けていない場合でございます。

6 月補正予算計上時交付対象を、私立学校への交付を想定しておりましたが、私立学校において、全児童の中から浦添市民を把握しなければならないことや、すでに全額給食費を納付している保護者へ給食費を還付しなければならなくなり、私立学校の事務負担が大きくなることから、個別に保護者へ交付することといたしました。

対象となるのは、申請が出された日の属する年度の 4 月から 3 月までに、私立学校等から学校給食を受けた期間となります。

補助額に関しましては、保護者負担額に補助率 2 分の 1 を乗じて得た額とし、本市公立小学校の給食費の 2 分の 1 と同様の月額 2550 円を、上限額としております。

また、補助金の交付に関するその他の事項は別途定めることとしております。

今後のスケジュールといたしましては、本日ご議決いただきましたら、まず、対象児童の在籍校へ事業説明及び協力依頼し、市ホームページでの周知のほか、保護者への個別通知等を予定しております。

申請の方法といたしましては、郵送または直接浦添共同調理場への提出を予定しておりましたが、デジタル申請など、保護者負担の軽減になる方法についても現在検討中でございます。

支払い時期につきましては、給食実食後に精算払いの方法で、年 2 回から 3 回を予定しております。

説明は以上となります。

○教育長(銘苺 健)

はい。ありがとうございます。

ただいま調理場所長の方から説明がございましたけれども、今回、私立に通う児童の保護者に対しての補助金ということで、浦添市立の学校と同じように上限を 2550 円ということで、やりますよということです。

この件につきまして委員の皆さんからご質問等あれば、よろしく願いいたします。

はい、下地委員。

○教育委員(下地 イツ子)

ご説明いただきました、申請に関しては電子も検討しているということ。

保護者の立場からすると、やはり郵送であってもなかなか出しそびれてしまったりということも、多々あるかと思うので、電子申請ができれば、とても便利でありがたいかなと思いま

す。

丁寧に進めていただければと思います。

はい、以上です。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

他にご質問、ご意見ありませんか。

○教育委員(東 健策)

はい。

○教育長(銘苅 健)

東委員。

○教育委員(東 健策)

資料の 41 ページ。

私立の学校の位置付けなのですけれども、41 ページの資料を見ますと、琉大附属 66 名で、カトリック 86 名、アミークス 11 名、三育 1 名という具体的な学校名が載っておりますけれども、これ-以外にも多分、他の私立に行かれているお子さんもいらっしゃると思うのですね。

その辺の今後の見通しはどうなっているのでしょうか。

○教育長(銘苅 健)

はい、調理場所長。

○調理場所長(金城 京子)

今、東委員からありました、私立学校の定義なのですが、今回は小学校を予定しております、中学校は、県の公立学校の補助がありますので、学校教育法の第 1 条に規定していて、学校給食を提供する小学校ということになりますと、この 4 校が該当というふうに捉えております。

○教育委員(東 健策)

ありがとうございます。

休憩をお願いします。

○教育長(銘苅 健)

はい、休憩します。

再開します。

すいません私の方から。

単純に、このこども達が私立の方から公立の方に転校する。

その場合はカウントしてまたこちらで払うのか。それとも、そのまま継続となるのか。

この辺ちょっとわかっている範囲で。

はい。所長をお願いします。

○調理場所長(金城 京子)

現在のところですね、私立のこども達の支払い方法としては、精算払い。

実食後の精算払いを予定しておりますので、実際には 12 月までは私立で食べて、今回提案している規定でもって、補助金を受ける。

そのあと 1 月から公立の学校に転校した場合には、また浦添市の公立の規定がありますので、そこでまた新たにもらうという形で考えています。

どうしても実食後の精算払いという方法をとって、二重にどちらからも給食費の補助が出るということではないように注意しております。

○教育長(銘苅 健)

精算払いということですね。

○調理場所長(金城 京子)

はい。

○教育長(銘苺 健)

はい。ありがとうございます。

他にありますでしょうか。

それではただいま提案がありました議案第 11 号、私立のですね、給食補助ということ。ご意見がないようですので、承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

それでは、議案第 11 号は承認をされました。

それでは次の議事に移ります。

議案第 12 号ですけれども、これ私が当事者となります。

「教育長の営利企業等の従事について」ということになりますので、こちらについては、地方教育行政組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、当事者は議事に参与することはできませんので、よって教育長職務代理人へ議事の進行をお願いしたいと思いますが、下地委員よろしいでしょうか。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

はい。

○教育長(銘苺 健)

はい。よろしくお願いします。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

それでは私の方で議事を進めさせていただきたいと思います。

ただ今、教育長から当事者は議事に参与することができなご説明がありましたが、同法第 14 条第 6 項のただし書きの規定により、「教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる」とあります。

委員の皆さまにお諮りします。

銘苺教育長にそのままご出席いただいてもよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

はい、ありがとうございます。

ご異議なしということで、それではこのまま会議を続けさせていただきます。

議案第 12 号「教育長の営利企業等の従事について」提案理由の説明をお願いします。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

野村教育部長お願いします。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書 43 ページをお開きください。

議案第 12 号「教育長の営利企業等の従事について」でございます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 7 項の規定に基づ

き、教育長の営利企業等の従事について、教育委員会の許可を受ける必要があるためでございます。

詳細については、お手元の資料をご覧ください。

以上でございます。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

お手元の資料、44 ページ、45 ページを、ご確認いただきたいと思います。

期間については今年度 10 月 10 日金曜日。

内容については、教育実践演習の講師ということで、沖縄大学において、生徒さんとのレクを通したコミュニケーション能力を深めることを目的とした講座というところの内容となっています。

ただいま議案第 12 号について説明がありましたが、ご意見やご質問等はございませんか。

○教育委員(東 健策)

はい。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

東委員。

○教育委員(東 健策)

確認なのですが、教育長が沖縄大学に行かれて、講義するということはとても大事なことと思っております。

ただ、確認なのですが、営利企業という、その捉え方なのですか。

この場合私立なのですよ、沖縄大学は。

それからあと報酬が出るということで、営利企業という扱いなのかどうか。

とすれば例えば国公立の大学或いはまた、国公立の小中学校の場合に、報酬が出なければ、もうこういった許可は必要ないのかどうか。

1 点目が私立大学だから、しかも報酬が出るからこの許可証が必要なのかどうか。

この講義そのものはもう全然問題ないのですけど。

もう 1 点は、2 点目は、本件ぐらいのまた、県立、私立の学校からもこういった依頼があった場合は、ボランティアであれば、許可証必要ないとか、そういった何か基準があれば教えてください。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

はい、教育総務課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の、第 11 条第 7 項に教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

というところがありまして、基本は国立であろうと、私立であろうと、教育長が別に報酬をいただいて、何かしらの業務に就く場合は、許可をいただかないといけない。

なので、営利という名称はあるのですけれども、国立の法人、琉大でやるとしても、それについては諮らなければならない。

その部分でいくと、無償でやる場合というところていくと、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないかどうか、というところで。

少し休憩をお願いしていいですか。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

はい。休憩お願いします。

再開します。

大城課長お願いします。

○教育総務課長(大城 博郎)

基本ですね、委員会で諮る内容としては、報酬があるか、ないか。教育長としてではなく、教育長個人として報酬をいただく場合に、営利企業等の従事の内容について教育委員会に諮るものということになっております。

○教育委員(東 健策)

はい、ありがとうございます。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

その他ご意見、ご質問等ございませんか。

無いようでしたら、議案第 12 号につきまして、承認としてよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

ありがとうございます。

では議案第 12 号「教育長の営利企業等の従事について」は教育委員会として承認するものとします。

議案第 12 号について審議を終えましたので、議事進行について教育長へお返ししたいと思います。

○教育長(銘苅 健)

はい。ありがとうございます。

次に、議案第 13 号について行いますが、秘密会となっておりますので、本案件の関係者以外は退席してください。

～ 秘密会 ～

○教育長(銘苅 健)

秘密会での議事は以上です。

関係職員の入室をお願いします。

それでは次に報告第 7 号「令和 7 年度浦添市教育委員会点検・評価報告」について報告をお願いいたします。

大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

点検評価事業について報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないという規定に基づきまして、今年度の報告書を取りまとめました。

今年度も、昨年度同様実施した事業につきましては、有識者の方から評価を頂いております。

お手元の議案書の 57 ページをご覧ください。

教育委員の活動自己評価のページとなりますが、先日委員の皆様にも相談させていただいた内容が反映されております。

ご確認頂ければと思います。

それから次のページになります。

58 ページをご覧ください。

事業評価の自己評価一覧になります。

全部で 11 事業。

総合評価は全て A となっております。

今年度は有識者として 3 名の方にご評価いただきました。

具体的には 59 ページから 75 ページまで、各事業に対するご意見が掲載されております。

今年度も、様々なご指摘や評価をいただきました。

また 76 ページ以降は、資料として、教育委員会会議における議案一覧。

それから、教育委員、教育長、それぞれの活動状況を掲載しております。

最後に、議案書 89 ページになりますが、あとがきの点検・評価を終えて、今年度は下地委員からいただきました。

ありがとうございました。

今後の予定としまして、本報告書を 9 月議会で報告する予定でございます。

その後、市のホームページに掲載いたします。

報告は以上となります。

○教育長(銘苅 健)

はいありがとうございます。

ただいま説明があったように、教育委員会の点検評価ということで、毎年出ていますけれども、これの内容を前回までに資料等でご覧になっていると思いますが、今回有識者の方からのですね意見の方で大変細かく提案がありました。

大変ありがたいことです。

それにおいて、もう全て評価としては、A の評価をつけていただいています。

この文言について前回ですね、これ入れたほうがいいのではないかということで、後書きの方も、括弧書きで令和 6 年度実施事業という、その括弧のものを入れていただいています。

この点検評価について、委員の皆さんから質問ありますでしょうか。

○教育委員(東 健策)

休憩をお願いします。

○教育長(銘苅 健)

休憩します。

再開します。

皆さんのお手元の方の資料、ご覧になっていただいたと思いますが、こういった形で、今度の議会の方に、点検評価という形で提出をするということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

それでは本日の議事は以上となります。

その他、報告等はございますか。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

1 点あります。

○教育長(銘苅 健)

はい。指導監をお願いします。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

先ほどの議案 10 号の件で、その時の質問の回答を訂正させていただきます。

紙の履歴書の保管について、この退職した方のものを、20年間、各それぞれ今持っているところで、保存になるという話を、回答をしたのですが、今事務所のところに確認してもらったところ、まだですね、保管の内容については固まっていないと、今年度は走ったばかりなので、これを固めてまた通知しますということになっています。

とりあえず教育委員会は、保管しておいて欲しいとのことでした。

○教育長(銘苅 健)

委員会で保管するということですね。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい。

以上のような内容の回答がありましたので、お伝えします。

○教育長(銘苅 健)

わかりました。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい、以上です。

○教育長(銘苅 健)

はい、ではお諮りします。

本定例会で議決された件に係る字句、数字、その他の整理を要するものについては、教育長に委任することとしてよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ご異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理は、教育長に委任することに決定しました。

以上をもちまして、令和7年度第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。